

運行管理規程

(I T 点呼)

制定 年 月 日

実施 年 月 日

一般貨物自動車運送事業

住 所

会 社 名

代表者名

⑩

第1章 総 則

第1条 目 的

この規程は、運行管理に関する基本的な事項を定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

第2条 管理者の選任基準

管理者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選任するものとする。

- (1) 運行管理者資格者証（以下、「資格者証」という。）の交付を受けた者
- (2) 運行管理者試験に合格した者と同等以上の知識および能力を有すると国土交通大臣の認定を受け、かつ、資格者証の交付を受けた者

第3条 運行管理者の選任等

管理者の選任は、営業所ごとに別表に示す数に従い、次条の基準に適合する者のうちから担当役員が辞令または口頭をもって任命するとともに、選任した管理者の氏名を社内の見易い場所に掲示して全職員に周知徹底するものとする。

2. 同一営業所に複数の管理者を置く場合は、それぞれの職務分担を明確にしておくものとする。
3. 管理者（統括管理者を含む）を選任または解任した場合は、貨物自動車運送事業法第18条第3項に基づき、遅滞なく（1週間程度）営業所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

第4条 運行管理の組織

運行管理の組織は次のとおりとする。

- (1) 運行管理担当役員（以下「担当役員」という。）は、運行管理に関し会社全体を統括する
- (2) 運行管理者（以下「管理者」という。）は、担当役員の指示により運行管理業務全般について処理するものとする
なお、同一営業所に複数の管理者を置く場合は、管理者の中から統括運行管理者を選任し、以下の管理者の行った業務についての責任を負うものとする
- (3) 管理者の補助者（以下「補助者」という。）は、管理者が不在等のため業務を行う事が出来ない場合に、管理者の指示により運行管理業務の補助を行うものとする
- (4) 管理者は、運転者および運転の補助に従事する従業員（以下、「乗務員」という。）に対し、関係法令、社内規則および管理者または補助者（以下、「管理者等」という。）の指示を忠実に遵守させ、輸送の安全確保に努めさせなければならないものとする

第4条の2 補助者の選任等

補助者を選任する場合は、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下、「安全規則」という。）第18条第3項に定める（資格者証の交付を受けている者または国土交通大臣が認定する講習を終了した者のうちから補助者を選任することができる）者のうちから担当役員が辞令または口頭をもって任命すると共に、選任した補助者の氏名を社内の見やすい場所に掲示して全職員に周知を徹底するものとする。

第5条 管理者等の勤務時間等

管理者等の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、事業用自動車（以下「車両」という。）の運行中は、管理者等のうち1人が必ず営業所に勤務していなければならないものとする。

2. 同一営業所に複数の管理者等を置く場合は、職務分担および交番表等により勤務時間を明確にしておくものとする。

第6条 管理者と補助者の関係

管理者は、補助者に対して補助させる運行管理業務の範囲および執行方法を明確に指示するものとする。

2. 管理者は、補助者の行った運行管理業務内容を把握するとともに、その処理した事項について責任を負うものとする。
3. 補助者は、運行管理業務に関し処理した事項を速やかに管理者に報告しなければならない。ただし、次に該当するおそれがあることが確認された場合には、ただちに運行管理者に報告し、運行の可否の決定等について指示を受け、その結果に基づき各運転者に対し指示するものとする。
 - (1) 運転者が酒気を帯びている
 - (2) 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全運転をすることが出来ない
 - (3) 無免許運転、大型自動車等無資格運転
 - (4) 過積載運行
 - (5) 最高速度違反行為
4. 管理者は、補助者に対する指導および監督を行うものとする。

第2章 権限及び職務

第7条 権 限

統括運行管理者は、この規程に定める運行管理を統括するものとする。

2. 管理者は、この規程に定める職務を遂行するために必要な指揮命令権を有するものとする。
3. 管理者は、安全運行の確保に関する必要な事項を担当役員に助言することができるものとする。担当役員は、管理者から助言があったときはこれを尊重しなければならない。

第8条 職 務

管理者は、安全規則第20条に規定する事項およびこの規程に定める事項について誠実公正にその職務を遂行しなければならない。

第9条 運転者の確保

管理者は、業務の形態、運行の実態等を勘案し、安全運行を確保するために必要な乗務員の確保について、担当役員に実情を報告し、その処置を求めるものとする。

第10条 運転者の採用

運転者を採用する場合は、管理者は人事担当者に協力するものとする。

第11条 運転者台帳の作成

管理者は、次の各号に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを当該運転者の所属する営業所に備え付けておかなければならない。

- (1) 作成番号および作成年月日
- (2) 事業者の氏名または名称
- (3) 運転者の氏名、生年月日および住所
- (4) 雇入れ年月日および運転者に選任された年月日
- (5) 運転免許証の番号および有効期限
- (6) 運転免許の年月日および種類ならびに条件が付されている場合は当該条件
- (7) 事故を引き起こした場合（第一当事者の場合）または道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合等は、違反の種別、年月日および場所等、その概要
- (8) 運転者の健康状態
- (9) 安全規則第10条第2項の規定に基づく指導の実施および適性診断の受診状況
- (10) 運転者台帳作成前6ヶ月以内に撮影した単独、上三分身・無帽・正面・無背景の写真
- (11) その他必要な事項

2. 運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合は、直ちにその年月日および理由を記載し、3年間保存しなければならない。

第12条 選任運転者以外の者の運転禁止

管理者は、運転者として選任された者以外の者および無資格者に車両を運転させてはならない。

第13条 乗務員に対する指導および監督

管理者は、輸送の安全と荷主の利便確保のため、国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」により、誠実にその職務を遂行するよう絶えず運転者に対する適切な指導および監督をしなければならない。

2. 国土交通大臣が告示で定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」により、次の各号に掲げる運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導および監督を行い、その記録を3年間保存しなければならない。

(1) 指導教育を実施した日時、場所および内容

(2) 指導を行った者および受けた者

3. 管理者は、国土交通大臣が認定する、それぞれ運転者に応じた適性診断を受けさせなければならない。

(1) 死者または負傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号、第3号、第4号に掲げる傷害を受けた者）が生じた事故を引き起こした者

(2) 運転者として新たに雇い入れた者

(3) 高齢者（65歳以上の者）

第14条 点呼等の実施

管理者等は、品位と規律を保ち厳正な点呼を行わなければならない。

また、運行管理者が行う点呼は、当該営業所において点呼を行うべき総回数の3分の1以上でなければならない。

2. 点呼は、乗務前点呼、乗務後点呼および乗務途中点呼とし、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等、目視による確認とあわせ、アルコール検知器（国土交通大臣が告示で定めるもの）を用いて「酒気帯びの有無」の確認を行わなければならない。

3. この規程による「酒気帯び」とは、道路交通法施行令第44条の3に規定する血液中のアルコール濃度0.3mg/mlまたは呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かに関わらずアルコール検知器で検知された場合すべてをいう。

第15条 乗務前点呼

管理者等は、車両の乗務を開始しようとする運転者に対し、次の各号により乗務前の点呼を行うものとする。

(1) 原則として個人別に行うこと

(2) 遅くとも出発の10分前までに行うこと

(3) 当該運転者が所属する営業所の定められた場所で運転者との対面により行うこと

なお、遠隔地で乗務を開始するため所属営業所において対面により実施できない場合については、電話等運転者と直接対話できる手段により行うこと

(4) アルコール検知器により「酒気帯びの有無」を確認すること

(5) 乗務前に行う日常点検結果の確認をすること

(6) 運転者より、疾病、疲労、睡眠不足等その日の心身状況を聴取するとともに本人の健康状態および服装等を観察してサービスの適否を確認すること

(7) 疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯び、その他の理由により運転に不適切であると認め、またはその旨本人から申し出があったときは、運転者の交替その他適切な処置を講じ、

その者を乗務させないこと

- (8) 天候、道路状況、経路および作業内容を考慮し、安全運行に必要な指示を行うこと
- (9) 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証、その他業務上の定められた帳票、必要な金銭等の携行品の有無を確認するとともに、乗務記録の用紙を運転者に交付すること

また、乗務前後の点呼がいずれも対面により行うことができない運行の場合には、所定事項を記入した運行指示書およびアルコール検知器を携行させること

2. 点呼の実施結果について、次に掲げる事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するときは引継を確実に行うこと。

- (1) 点呼の執行者の氏名
- (2) 運転者の氏名
- (3) 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号等（社内呼び記号）
- (4) 点呼の日時
- (5) 点呼の方法
 - ① アルコール検知器の使用の有無
 - ② 対面でない場合は具体的方法
- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- (8) 日常点検の状況
- (9) 指示事項
- (10) その他必要な事項

第16条 乗務途中点呼

管理者等は、第15条第1項および第16条第1項に規定する点呼(乗務前点呼および乗務後点呼)のいずれも対面で行うことができない乗務を行う運転者に対し、次の各号より乗務途中の点呼を行うものとする。

- (1) 乗務途中の定められた場所で電話等運転者と直接対話できる手段により運行を停止して行うこと
- (2) 携行しているアルコール検知器により、酒気帯びの有無の確認と報告を求めること
- (3) 車両、道路および運行の状況について報告を求めること
- (4) 前項の報告に基づき、安全運行を確保するために必要と認めた事項について注意、指示を与えること
- (5) 運行指示書により、これからの運行計画等の再確認（再指示）を行い、内容に変更ある場合には運転者へ確実に伝達を行うこと
- (6) 本人から健康状態等の異状の申し出があったときは適切な処置を講じ、状況によりその者を乗務させないこと

2. 点呼の結果について次の事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するとき

は引継ぎを確実に行うこと。

- (1) 点呼執行者の氏名
 - (2) 運転者の氏名
 - (3) 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号等
(社内呼び記号)
 - (4) 点呼の日時
 - (5) 点呼の方法
 - ① アルコール検知器の使用の有無
 - ② 対面でない場合は具体的方法
 - (6) 酒気帯びの有無
 - (7) 運転者の疾病、疲労等、睡眠不足の状況
 - (8) 指示事項
 - (9) その他必要な事項
3. 前項の報告に関し、整備管理者等に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知するとともに、特に異例な事項については担当役員に報告するものとする。

第17条 乗務後点呼

管理者等は、乗務を終了した運転者に対し、次の各号により乗務後の点呼を行うものとする。

- (1) 帰着後速やかに行うこと
 - (2) 当該運転者が所属する営業所の定められた場所で運転者との対面により行うこと
なお、遠隔地で乗務が終了したため所属営業所において対面により実施できない場合については、電話等運転者と直接対話できる手段により行うこと
 - (3) 車両、道路および運行の状況について報告を求めること
 - (4) アルコール検知器により、「酒気帯びの有無」を確認すること
 - (5) 前項の報告に基づき、安全運行を確保するために必要と認めた事項についての注意、指示の実施状況を確認すること
 - (6) 乗務記録その他業務上定められた帳票、金銭および携行品を提出させ、これを点検すること
 - (7) 翌日の勤務等について指示を与えること
2. 点呼の結果について、次の事項を具体的に記録するとともに、管理者等が交替するときには引継を確実に行うこと。

- (1) 点呼執行者の氏名
- (2) 運転者の氏名
- (3) 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号等
(社内呼び記号)
- (4) 点呼の日時
- (5) 点呼の方法

- ① アルコール検知器の使用の有無
 - ② 対面でない場合は具体的方法
 - (6) 酒気帯びの有無
 - (7) 車両、道路および運行の状況
 - (8) 交替運転者に対する通告
 - (9) その他必要な事項
3. 前項の報告に関し、他の運転者または整備管理者に関係のある事項については、それぞれの関係者に通知または適切な指示をするとともに、特に異例な事項については担当役員に報告するものとする。

第18条 I T点呼

同一事業所内のGマーク営業所において、国土交通大臣が定めた機器（以下、機器という。）を用い、営業所間、営業所と車庫間又は車庫と車庫間で点呼（以下、「I T点呼」という。）を実施するものとする。

2. 第1項により「I T点呼」を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。
- (1) I T点呼実施営業所および被I T点呼実施営業所には設置型端末を設置すること
 - (2) 運行管理者等はI T点呼実施営業所の設置型端末を使用し、「I T点呼」を行うこと
なお「I T点呼」の際、運転者の所属する営業所名および運転者のI T点呼場所を確認すること
 - (3) 運転者は被I T点呼実施営業所または当該営業所の車庫において、設置型端末または携帯型端末のいずれかを使用し「I T点呼」を受けること
 - (4) 点呼の内容は通常行う点呼（第15条～第17条および第19条）に準じ実施すること
 - (5) 点呼記録簿に記録する内容を双方の営業所で記録し、保存すること
 - (6) I T点呼実施営業所の管理者は、点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内に）その記録と内容を運転者の所属する被I T点呼実施営業所の管理者に通知すること
 - (7) 被I T点呼実施営業所の管理者は当該点呼の実施者の名前、I T点呼実施営業所の名称および通知内容を点呼記録簿へ記録し、保存すること
 - (8) 被I T点呼実施営業所の管理者は、I T点呼実施営業所において本規程で定める適切な点呼が実施できるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報をI T点呼実施営業所の管理者に伝達すること
 - (9) 点呼については対面によることが原則であることから点呼実施営業所および当該車庫との「I T点呼」の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。ただし、I T点呼実施営業所と当該営業所の車庫が離れていることにより、対面で点呼を行うことが困難な場合において「I T点呼」を実施する場合にあつてはこの限りではない
3. 以下に該当する営業所における「I T点呼」は以下に定めるところにより行うものとする。

(1) 次のいずれにも該当する一般貨物自動車運送事業者等をいう

- ① 開設されてから3年を経過していること
- ② 過去3年間所属する貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の運転者が自らの責に帰する自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。以下「事故報告規則」という。）第2条に規定する事故を発生させていないこと
- ③ 過去3年間点呼の違反に係る行政処分又は警告を受けていないこと
- ④ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行った直近の巡回指導において、総合評価が「D・E」以外であり、点呼の項目の判定が「適」であること又は巡回指導時に総合評価が「D・E」若しくは点呼の項目の判定が「否」であったものの、3か月以内に改善報告書が提出され、総合評価が「A・B・C」であり、点呼の項目の判定が「適」に改善が図られていること

(2) 運行管理者等はIT点呼実施営業所の設置型端末を設置し、「IT点呼」を行うこと

(3) 運転者は当該営業所の車庫において、設置型端末または携帯型端末のいずれかを使用し「IT点呼」を受けること

(4) 「IT点呼」の実施方法は、通常行う点呼（第15条～第17条および第19条）に準じ実施すること

(5) 点呼記録簿に記録する内容を記録し、保存すること

4. 2地点間を定時で運行するなど定型的な業務形態にある同一事業者内の一のGマーク営業所に所属する運転者が、「運行上やむを得ない」場合に、同一事業者内の他のGマーク営業所の運行管理者等により機器による点呼「以下「遠隔地IT点呼」という。」を以下に定めるところにより行った場合は、当該運転者が所属する営業所の補助者との「電話その他の方法」による点呼に代えることができるものとする。

(1) 運行管理者等はIT点呼実施営業所又は車庫の設置型端末を使用し、「遠隔地IT点呼」を行うこと

(2) 運転者は業務を開始若しくは終了しようする地点又は常務途中の点呼（以下、「中間点呼」という。）を受けようとする地点において、当該営業所で管理する機器を使用して「遠隔地IT点呼」を受けること

(3) 点呼については対面によることが原則であることから点呼実施営業所および当該車庫との「遠隔地IT点呼」の実施は、1営業日のうち連続する16時間以内とする。ただし、「IT点呼」を実施する場合にあっては、営業所間におけるIT点呼の実施にあわせて1営業日のうち連続する16時間以内とする

(5) IT点呼の実施方法は、通常行う点呼（第15条～第17条および第19条）に準じ実施すること

(6) 点呼記録簿に記録する内容を記録し、保存すること

5. 「IT点呼」を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する10日前までに、被IT点呼実施営業所およびIT点呼実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を記載した報告書を提出していること。同様に、これを変更しようとするとき、または終了しようとするときには遅滞なく報告書を提出すること。

第 19 条 アルコール検知器の常時有効な保持

管理者等は、アルコール検知器を常時有効に保持(正常に作動し、故障がない状態)するため取扱説明書等に基づき使用、管理・保守するとともに、次により定期的に故障の有無を確認し、故障していないものを使用しなければならない。

(1) 毎日確認すべき事項

- ① アルコール検知器に電源が確実に入ること
- ② アルコール検知器に損傷がないこと

(2) 定期的(毎日または一週間に一回以上)に確認すべき事項

- ① 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知しないこと
- ② 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体またはこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧したうえで、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること

第 20 条 運行指示書による指示および保存

管理者は、第 17 条第 1 項に該当する乗務を行う運転者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、運行の安全確保上必要な事項について適切なる指示を行い、(正)を運転者に携行させ、(写し)を営業所の控えとし 2 部とも 1 年間保存しなければならない。

- (1) 運行の開始および終了の地点および日時
- (2) 乗務員の氏名
- (3) 運行の経路ならびに主な経過地における発車および到着の日時
- (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
- (5) 乗務員の休憩地点および休憩時間(休憩がある場合に限る)
- (6) 乗務員の運転または業務の交替の地点(交替がある場合に限る)
- (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項

2. 管理者は、運行の途中において上記第 1 号および第 3 号に掲げる事項に変更が生じた場合には、運行指示書の営業所(控)に当該変更内容を記載し、運転者に対し電話等により変更内容の適切な指示を行い、運転者が携行している運行指示書に変更内容を記載させなければならない。

3. 管理者は、運行途中において第 17 条第 1 項に該当する乗務を行わせることとなった場合には、当該運行以後の運行についての運行指示書を作成し、運転者に対し電話等により適切な指示を行わなければならない。

第 21 条 点呼記録の保存

管理者は、第 15 条第 2 項および第 16 条第 2 項ならびに第 17 条第 2 項による点呼の実施結果の記録を、その記載の日から 1 年間保存しなければならない。

第 2 2 条 過労運転防止の措置

管理者は、常に乗務員の健康状態、作業状態を把握し、過労運転防止のため定められた勤務時間および乗務時間の範囲において乗務割を作成し、これに従い乗務員を車両に乗務させること。

なお、乗務員の健康状態の把握および勤務時間ならびに乗務時間を定める場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 健康状態の把握とは、労働安全衛生法第 6 6 条第 1 項に基づく健康診断、同条第 4 項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第 5 項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう
- (2) 乗務員の勤務時間および乗務時間を定める場合の具体的な基準は、「貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成 1 3 年 8 月 2 0 日付け国土交通省告示第 1 3 6 5 号）などとする
2. 管理者は前項の規定により乗務割を作成する場合には、同一の運転者に対し必ず就業規則に定める休日を与えるようにすること。
3. 管理者は長距離運転または夜間運行等の場合であって疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがある時は、あらかじめ交替する運転者を配置しなければならない。
4. 管理者は、前項の規定により交替運転者を配置したときは、運転者に対し運転を交替する場所または時間を具体的に指示するものとする。
5. 交替運転者の配置に関する規定は別に定める。
6. 管理者は、乗務員に対し会社の定める運行途中における休憩、睡眠等の場所およびそれぞれの時間を指示するものとする。

第 2 3 条 休憩施設等

管理者は、乗務員が休憩または睡眠のために利用することができる施設を適切に管理しなければならない。

第 2 4 条 乗務等の記録

管理者は、乗務前点呼の際に乗務する運転者に対し乗務の記録用紙を交付し、次の各号に掲げる事項を記録させ、乗務後点呼の際にこれを提出させるものとする。

- (1) 運転者の氏名
- (2) 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号等（社内呼び記号）
- (3) 乗務開始および終了地点ならびにそれらの日時、主な経過地点および乗務した距離
- (4) 運転を交替した場合は、その地点および日時
- (5) 休憩または睡眠した場合は、その地点および日時
- (6) 車両総重量が 8 トン以上または最大積載量が 5 トン以上の車両に乗務した場合は、

次の内容

- ① 貨物の重量または個数および貨物の積付け状況等
 - ② 荷主の都合により集貨または配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で待機した場合にあっては、次に掲げる次項
 - イ) 集貨地点等
 - ロ) 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合にあっては、当該日時
 - ハ) 集貨地点等に到着した日時
 - ニ) 集貨地点等における積み込みまたは取卸し（以下「荷役作業」という。）の開始及び終了の日時
 - ホ) 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分けその他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合にあっては、附帯業務の開始及び終了の日時
 - ヘ) 集貨地点等から出発した日時
 - ③ 集貨地点等で、荷役作業又は附帯作業（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合（荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合にあっては、当該荷役作業等に要した時間が1時間以上である場合に限る。）にあっては、次に掲げる事項（ロに該当する場合にあっては、①及び②に掲げる事項を除く。）
 - イ) 集貨地点等
 - ロ) 荷役作業等の開始及び終了の日時
 - ハ) 荷役作業等の内容
 - ニ) ①から③までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合にあっては、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合にあっては、その旨
- (7) 道路交通法第72条第1項に規定する交通事故もしくは自動車事故報告規則第2条に規定する事故、または著しい運行の遅延、その他の異常な状態が発生した場合にあっては、その概要および原因
- (8) 運行途中において運行計画が変更となり、新たに安全規則第17条に該当する乗務となった場合は、管理者が新たに作成した運行指示書による指示内容
- (9) その他記録するよう指示された事項
2. 管理者は、前項の記録（以下「乗務記録」という。）の内容を検討し、過労および過積載防止等、業務の適正化の資料として活用するとともに必要により運転者に対する的確なる指導を行うものとする。
3. 乗務記録は、記録の日から1年間保存しておかなければならない。

第25条 運行記録計による記録

次の車両には、道路運送車両の保安基準第48条の2第2項各号に掲げる基準に適合する運行記録計を備え付け、この運行記録計により運行状況を記録しなければならない。

- (1) 車両総重量が7トン以上または最大積載量が4トン以上の普通自動車
- (2) 前号の車両に該当する、被けん引自動車をけん引する、けん引自動車

2. 管理者は、運行記録計を備え付けた車両に運転者が乗務した場合は、乗務前点呼の際に前条の乗務記録の用紙の他に運行記録計の記録用紙（以下「記録用紙」という。）を交付し、乗務後点呼の際に次の各号に掲げる事項を記載させて提出させるものとする。
- (1) 運転者の氏名
 - (2) 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号等（社内呼び記号）
 - (3) 乗務の開始と終了の地点および日時と主な経過地点ならびに乗務した距離
 - (4) その他必要事項
3. 管理者は、乗務前に行う日常点検により運行記録計の機能が正常であることを確認するものとする。なお、異常がある場合は、修復後でなければ運行させてはならない。
4. 管理者は、第1項の記録内容により運行状況を把握し、必要により運転者に対する確かな指導を行わなければならない。
5. 運行記録計および記録用紙の取扱いの詳細については別に定める。
6. 記録用紙は、記録の日から1年間保存しておかなければならない。

第26条 事故発生時の措置についての乗務員の指導教育

管理者は、乗務員に対し車両の運行中、万一事故が発生した場合に措置すべき次の事項について、周知徹底しておくものとする。

- (1) 死傷者のあるときは、速やかに応急手当その他の必要な措置を講ずること
- (2) 事故の拡大防止の措置を講ずること
- (3) 警察官に報告し指示を受けること
- (4) 管理者に緊急連絡し指示を受けること
- (5) 前各号の措置に関する具体的な事項は別に定める

第27条 事故発生時の措置

管理者は、運転者その他の者から事故が発生した旨の連絡を受けたときは、次の各号により措置するものとする。

- (1) 直ちに事故の続発の防止、負傷者の救急等、所要の措置を講ずるよう指示すること
 - (2) 軽微な事故を除き、現場に急行するなどして発生状況および原因等を調査すること
 - (3) できる限り目撃者、相手方の意見を聴取すること
 - (4) 貨物運送の継続または返送の措置をするとともに、代替輸送が必要なときは、必要な措置を講ずること
 - (5) 貨物の保全を期すること
 - (6) 重大な事故の時は、担当役員に直ちに報告し、その措置について指示を受けること
 - (7) 関係者と折衝し、以後の措置について打ち合わせること
2. 前項各号の措置を速やかに講ずるため、事故発生の場所に最も近い営業所に応援を求めることとする。この場合、応援を求められた営業所は、これに協力するものとする。

第 28 条 事故報告資料の整備

管理者は、事故防止対策を講ずるために、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 事故（軽微な事故を含む）については、その内容や原因等を記録しておくとともにカラー写真等の資料を整備しておくこと
- (2) 次に掲げる事故にあつては、自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書を 4 通（控え含む）作成し、事故が発生した日から 30 日以内に当該車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して国土交通大臣に 3 通提出すること

なお、事故の発生当時に規則に該当しない事故であっても、当該事故が原因となつて規則に該当することとなった場合には、その時点において遅滞なく報告書を提出すること

① 転 覆

車両が道路上において、路面と 35 度以上傾斜したとき

② 転 落

車両が道路外に転落した場合で、その落差が 0.5m 以上のとき

③ 火 災

車両または積載物に火災が生じたとき

④ 踏 切

車両が踏切において鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突しまたは接触したとき

⑤ 多 重

10 台以上の自動車の衝突または接触を生じたもの

⑥ 死 亡

車両が関係する事故で事故発生後 24 時間以内に死亡したとき

⑦ 重 傷

車両が関係する事故で自動車損害賠償保障法に掲げる傷害を受けた者があるとき

⑧ 10 名以上の負傷者を生じたとき

⑨ 車両故障

自動車の装置「道路運送車両法第 41 条各号に掲げる装置」の故障により、自動車運行出来なくなったもので、次に掲げるもの

イ) 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであつて、運行を再開することが出来なかったもの

ロ) 装置の不具合により自動車の運行を中止したものであつて、乗務員以外の者の修理等により運行を再開したもの

ハ) 車輪の脱落・被けん引自動車の分離、その他の交通の危険のおそれを生じたもの

⑩ 危険物等

危険物等運搬車両が積載物質を飛散または漏えいさせたとき

イ) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物

ロ) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条第 1 項に規定する火薬類

ハ) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条に規定する高圧ガス

- ニ) 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質およびそれによって汚染された物
 - ホ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素およびそれによって汚染された物、ヘシアン化ナトリウムまたは毒物および劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）別表第2に掲げる毒物または劇物
 - ヘ) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条第1項第3号に規定する可燃物
 - ⑪ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
 - ⑫ 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転または麻薬等運転を伴う事故
 - ⑬ 健康起因
 - イ) 乗務中に運転者が疾病により、運転を継続することができなくなったとき
 - ロ) 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故が発生したとき
 - ⑭ 救護義務違反があったもの
 - ⑮ 鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
 - ⑯ 高速自動車国道または自動車専用道路を、3時間以上通行止めにしたもの
 - ⑰ 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの
- (3) 次に掲げる事故の場合、事故発生から24時間以内においてできる限り速やかに当該車両の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長に事故の概要を速報すること
- ① 前号⑥に該当する事故で2名以上の死者を生じたとき
 - ② 前号⑦に該当する事故で5人以上の重傷者を生じたとき
 - ③ 前号⑧に該当する事故
 - ④ 自動車に積載された前号⑩に該当する事故[[前号①・前号②・前号③または鉄道車両（軌道車両を含む）、自動車その他の物件と衝突し、もしくは接触したことにより生じたものに限る。]]
 - ⑤ 前号⑫に該当する事故
 - ⑥ 自然災害に起因する可能性のある事故
 - ⑦ その他事故に関し報道機関による報道があったとき、取材・問合わせがあったとき
 - ⑧ 放射性輸送物の自動車輸送時における事故（紛失・盗難）
※国土交通省宛に直接速報すること
- (4) 道路、交通、事故等に関する情報（ラジオ、テレビによる情報、事故統計、事故警報その他）を整理し、速やかに事故防止対策を樹立して、これにより運行の安全確保を図るよう乗務員を指導監督すること

第 29 条 事故の記録

管理者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、第一当事者または第二当事者に関係なく、当該事故発生後 30 日以内に次の各号に掲げる事項を記録し、その記録を当該車両の運行を管理する営業所において 3 年間保存しなければならない。

- (1) 乗務員の氏名
- (2) 事業用自動車の自動車登録番号または識別できる記号等
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- (6) 事故の概要（損害の程度を含む。）
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

第 30 条 非常信号用具等

管理者は、非常信号用具、消火器等（以下「備付品」という。）について次の各号により乗務員を指導監督するものとする。

- (1) 備付品の備付を確認すること
- (2) 備付品の使用取扱方法を指導すること
- (3) 備付品の性能検査を定期的に行わせ、性能を確保させること
- (4) 消火器にあっては積載物品の性状等を考慮して、その性状等に対応できるものを備え付けること

第 31 条 危険物等の輸送上の措置

管理者は、輸送貨物が危険物・有害物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により危険防止の措置を講ずるものとする。

- (1) 乗務員の割当は、当該輸送物品に係る取り扱い資格のある者が行うものとし、出発前に経路、積載量、積載物品の種類、積載方法および運行速度等安全運行に必要な事項についての注意を与え、当該積載物の取扱い方法等を記載した書類がある場合にはこれを携行させること
- (2) 配車に当たっては整備管理者と連絡をとり、車両構造が道路運送車両の保安基準等の規定に適合しているか否か確認するほか、輸送上の事故防護設備を完備させること

第 32 条 異常気象時の措置

管理者は、異常気象時等においては、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 安全運行の確保に支障が生ずる恐れのある場合に対処するため、措置要領を定め乗務員に対し周知徹底すること
- (2) 常に気象状況に留意し、状況により運行の継続、待機、中止等の措置を講ずること
- (3) 運行中の車両と緊急連絡のできる体制を整備すること

第 3 3 条 異常気象時の措置要領

ラジオ、テレビ等の情報に常に注意し、運行の安全が確保できないと思われる場合、またはそのおそれがある場合は運行の中止、待避等の措置を講ずるものとする。

第 3 4 条 異常気象対策

気象状況、道路状況を迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくものとする。

2. 降雨、降雪、凍結時等の具体的対策を定め、運転者・管理者相互の連絡方法を確立して運転者に徹底しておくものとする。

第 3 5 条 講習

管理者は、その職務の遂行上に必要な知識および実務について、運輸支局長の行う研修を受けなければならない。

2. 管理者等は、日常の職務に必要な次の各号に掲げる事項の知識、技能の修得に努めなければならない。

- (1) 車両の運転に関すること
- (2) 車両の構造・装置および取扱い等に関すること
- (3) 貨物の積載および固縛方法等に関すること
- (4) 積載物の性状（特に危険・有害物の物理的、化学的性状等）に関すること
- (5) 運転者の健康管理に関すること
- (6) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること
- (7) 道路構造および簡単な地質、地盤の強度に関すること
- (8) 運行計画作成の知識、技能に関すること
- (9) 気象情報に関すること
- (10) 備付品の取扱いに関すること
- (11) 運転者の運転適性診断に関すること
- (12) 道路交通関係法規に関すること
- (13) 自動車損害賠償責任保険に関すること
- (14) その他必要な知識（関係法令等）

第 3 6 条 保安基準緩和車両等の運行

管理者は、保安基準緩和認定車両および制限外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項についても措置を行い、安全運行の確保に万全を期すものとする。

- (1) 運行に際しては、必要に応じて関係官庁の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう乗務員に指示すること
- (2) 前号の許可を受けた場合の運行経路、運行時間、速度制限等を指示すること
- (3) 運行経路にあるトンネル、橋、ガード等の構造および重量、高さの限界等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともにこれを指示すること

附 則

(実施の期日)

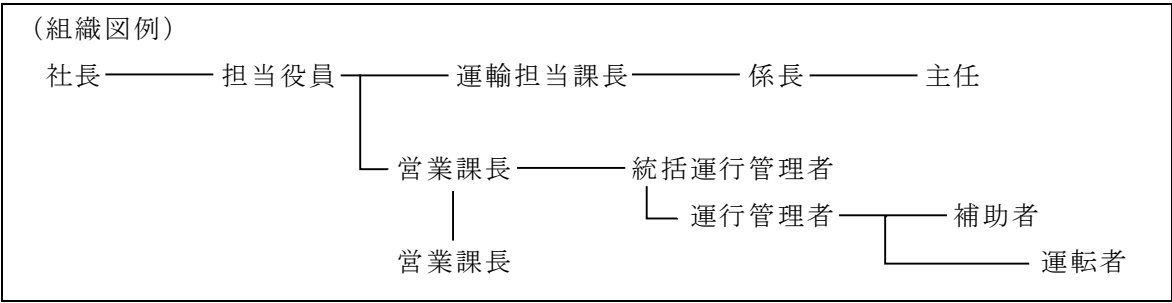
1. 本規程は、令和 年 月 日から実施する。

別表 1 運行管理者の選任者数（第 3 条関係）

事業用自動車の車両数 （被けん引車を除く）	運行管理者数
2 9 両まで	1 人以上
3 0 両 ～ 5 9 両	2 人以上
6 0 両 ～ 8 9 両	3 人以上
9 0 両 ～ 1 1 9 両	4 人以上
1 2 0 両 ～ 1 4 9 両	5 人以上
1 5 0 両 ～ 1 7 9 両	6 人以上
1 8 0 両 ～ 2 0 9 両	7 人以上

以下、車両数が 3 0 両増すごとに運行管理者 1 名を加算する。

別表 2 運行管理の組織図（第 4 条関係）



【 組 織 図 】

【参考】

I T点呼・遠隔地 I T点呼に係る報告書
(新 規)

令和 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名
(連絡先) 担当者
電話番号

印

I T機器を用いた点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて報告します。

Gマーク営業所	営業所間、営業所車庫間、営業所遠隔地間で実施可能
Gマーク以外の営業所	営業所車庫間で実施可能

記

1. I T点呼を行う営業所・車庫

営業所・ 車庫名称 (I T点呼実 施側又は I T 点呼を受ける 側 の 別 を 記 載)	I T点呼の 実施位置 (遠隔地の場 合は「遠隔地」 と記載)	Gマーク認定番号 及び認定の 有効期間 (Gマ ーク以外の営業所 にあつては「 Gマ ーク以外」と記載)	使用する I T 機器の名称	I T点呼を 行う時間帯

2. I T点呼開始予定日 令和 年 月 日

3. 添付書類

I T機器のパフレット・性能が分かる書面

4. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入)

- ☐ I T点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権限を有するものである。
- ☐ 地方貨物自動車運送適正化実施機関に照会し、直近の巡回指導結果が次の通りであることを確認した。

巡回指導を受けた年月日 令和 年 月 日
改善報告を行った年月日 令和 年 月 日

総合評価 _____ (アルファベットを記載) 点呼の項目の判定 _____ (適否を記載)

I T 点呼・遠隔地 I T 点呼に係る報告書
(変更・終了)

令和 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名 印
(連絡先) 担当者
電話番号

I T 機器を用いた点呼を下記のとおり (変更・終了) したいので関係書類を添えて報告します。

記

1. 変更又は終了する営業所・車庫

営業所・ 車庫名称 (I T 点呼実 施側又は I T 点呼を受ける 側 の 別 を 記 載)	I T 点呼の 実施位置 (遠隔地の場 合は「遠隔地」 と記載)	・ 終了の場合 「終了」 ・ 追加の場合 G マーク認定番号 及び認定の 有効期間	使用する I T 機器の名称	I T 点呼を 行う時間帯

2. I T 点呼開始予定日 令和 年 月 日

3. 添付書類

I T 機器のパフレット・性能が分かる書面

4. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入)

☐ I T 点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権限を有するものである。